

北海道告示第 10032 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成31年1月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 路線名 北見津別線

3 道路の区域

区 間	変更 前後 の別	敷地の幅員	延 長	国道等との 重複区間
北見市開成755番4地先から 網走郡津別町字最上85番816地先まで	前	103.83mから 140.42mまで	208.21m	—
	後	110.71mから 146.22mまで	208.21m	—